

## 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の 一部改正案の骨子に対する府民意見募集結果について

この度、「京都府民意見提出手続要綱」に基づき、上記案について府民等の意見を募集しましたところ、その結果は下記のとおりでした。

### 記

#### 1 意見募集期間

令和5年12月20日（水曜日）から令和6年1月10日（水曜日）まで

#### 2 意見提出数

1件

#### 3 意見の内容

淀川の水源地は、大阪、兵庫の一般市民の飲み水であり、事業者は基準の前倒しを行っていることから、上乘せ基準を考慮されたい。

#### 4 意見募集内容

別添のとおり

## 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案の骨子に対する御意見をお寄せください。

現在、国において、水質汚濁防止法に基づく特定事業場からの六価クロム化合物の排水基準等を強化するための省令等改正手続が進められていることから、これを踏まえて、府独自の排水基準等を規定する「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」及び「京都府環境を守り育てる条例施行規則」の一部改正を検討しています。

この度、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案の骨子を取りまとめましたので、府民の皆様からの御意見や御提案を募集します。

お寄せいただいた御意見等につきましては、これに対する京都府の考え方を整理した上で公表することとしています。

なお、個々の御意見への直接の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

### 1 募集期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月10日（水）まで（必着）

### 2 御意見等の提出方法

- ・ 郵便、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で「京都府総合政策環境部環境管理課」宛てにお送りください。（様式は自由です。）
- ・ 提出された御意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、氏名、住所及び電話番号も御記入願います。（提出された方への問合せのみに使用し、公表はいたしません。）
- ・ なお、恐れ入りますが、電話による御意見の提出は、御遠慮いただきますようお願いいたします。

#### (1) 郵送の場合

〒602-8570（専用郵便番号のため、住所記載不要）  
京都府総合政策環境部環境管理課

#### (2) ファックスの場合

ファックス番号：075-414-4705

#### (3) 電子メールの場合

アドレス：[kankyoka@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kankyoka@pref.kyoto.lg.jp)

### 3 意見募集案件

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案の骨子  
\*公表資料は、京都府ホームページでも御覧いただけます。

<https://www.pref.kyoto.jp/suishitu/news/202312public.html>

### 4 お問合せ先

京都府総合政策環境部環境管理課  
電話番号：075-414-4711

■様式は自由ですが、よろしければこの用紙をお使いください。

京都府総合政策環境部環境管理課 宛て

・郵 送：〒602-8570（専用郵便番号のため、住所記載不要）

京都府総合政策環境部環境管理課

・FAX 番号：075-414-4705

・電子メール：[kankyoka@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kankyoka@pref.kyoto.lg.jp)

## 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案 の骨子に対する御意見記入用紙

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案の骨子に対する御意見や御感想、御提案等を自由に御記入ください。なお、電話での御意見の提出等には応じかねますので、あらかじめ御了承願います。

( ) ページ、( ) 行目の( ) について

※御意見等の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、住所、氏名及び電話番号を御記入ください。（提出された方への問合せにのみ使用し、公表はいたしません。）

住所	〒		
氏名		電話番号	

※募集期間：令和5年12月20日（水）から令和6年1月10日（水）まで（必着）

# 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例等の一部改正案の骨子

## 1 改正の趣旨

現在、国において、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく特定事業場からの六価クロム化合物の排水基準等を強化するための省令等改正手続が進められていることから、これを踏まえて、府独自の排水基準等を規定する「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」（以下「上乗せ条例」という。）及び「京都府環境を守り育てる条例施行規則」（以下「環境条例施行規則」という。）の改正を行う。

## 2 改正の概要

### 法の規定

最新の科学的知見に基づき、六価クロム化合物の排水基準等強化  
(令和6年4月施行予定)

- 排水基準 [現行] 0.5mg/L ⇒ [改正案] 0.2mg/L
- 地下浸透基準 [現行] 0.04mg/L ⇒ [改正案] 0.01mg/L

### (1) 上乗せ条例の規定

国の六価クロムの改正基準案 (0.2mg/L) は、上乗せ条例の現行基準 (0.25又は 0.4mg/L) より厳しいことから、法対象事業場への上乗せ基準を削除。

### (2) 環境条例施行規則の規定

#### ① 法対象外事業場への排水基準

環境条例規制対象事業場の排水基準 (現行 0.25、0.4、0.5mg/L) を国の改正基準案 (0.2mg/L) と同じ値に引き下げ。

#### ② 汚水の地下浸透基準

環境条例規制対象事業場に対して、六価クロムを含む全クロムの地下浸透基準はそのまま (0.02mg/L)、国の改正基準案 (六価クロム 0.01mg/L) と同じ六価クロムの地下浸透基準を新たに追加。

## 3 今後のスケジュール

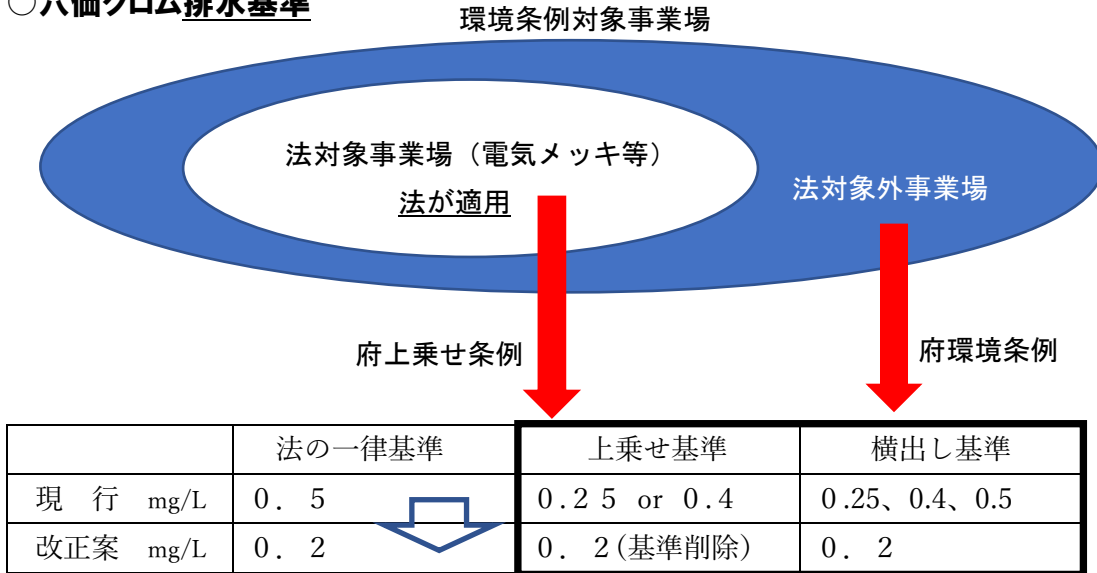
令和6年2月京都府議会定例会 改正案提出 (予定) ※上乗せ条例のみ

## 4 施行時期

令和6年4月1日施行 (予定)

## 法、2条例のイメージ

### ○六価クロム排水基準



※ 法の改正案では電気めっき業について経過措置があり、条例においても法に準じて経過措置を規定。

### ○六価クロム、全クロム地下浸透基準

